

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
保管場所標章番号			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 () 局 番</p> <p style="text-align: center;">フリガナ 氏名 (印)</p>			
<p>第 号 自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 警察署長</p>			

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。)
- 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

新規 増車 代替	名義変更	自己単独所有 その他	下取り車・名義変更		連絡先
	住所変更		自動車登録番号		

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
保管場所標章番号			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 □□□□-□□□□</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 () 局 番</p> <p style="text-align: center;">フリガナ 氏名 (印)</p>			
<p>第 号 自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 警察署長</p>			

手数料
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 県証紙 ちょう付欄 </div>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 県証紙 ちょう付欄 </div>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 県証紙 ちょう付欄 </div>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 県証紙 ちょう付欄 </div>
警察署取扱者印

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。)

2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

新規増車代替	名義変更	自己単独所有 その他	下取り車・名義変更		連絡先
	住所変更		自動車登録番号		